

第5回
南部町・南部川村合併協議会
会 議 資 料

日 時： 平成 15 年 5 月 15 日（木）午後 1 時 30 分～
場 所： 南部川村保健福祉センター 2 階 プララホール

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 議 長、副 議 長 の 選 任 報 告 ・ 紹 介
- 4 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 5 . 議 事

報 告 事 項

報 告 第 11 号 委 員 の 変 更 に つ い て

協 議 事 項

(協 議 ・ 確 認)

協 議 第 3 号 の 3 新 町 の 名 称 に つ い て (継 続 協 議)

協 議 第 19 号 農 林 水 産 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 20 号 商 工 観 光 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 21 号 建 設 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

(提 案)

協 議 第 22 号 新 町 ま ち づ くり 計 画 に つ い て

協 議 第 23 号 使 用 料 ・ 手 数 料 等 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 24 号 環 境 衛 生 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 25 号 上 水 道 ・ 簡 易 水 道 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

協 議 第 26 号 下 水 道 ・ 集 落 排 水 関 係 事 業 の 取 扱 い に つ い て

確 認 事 項

第 6 回 合 併 協 議 会 開 催 日 程 等 に つ い て

- 6 . 閉 会

目 次

議 事

報告事項

報告第 11 号	委員の変更について	1
----------	-----------	---

協議事項

(協議・確認)

協議第 3 号の 3	新町の名称について (継続協議)	2
協議第 19 号	農林水産関係事業の取扱いについて (前回提案資料)	
協議第 20 号	商工観光関係事業の取扱いについて (")	
協議第 21 号	建設関係事業の取扱いについて (")	

(提案)

協議第 22 号	新町まちづくり計画について	3
協議第 23 号	使用料・手数料等の取扱いについて	4
協議第 24 号	環境衛生関係事業の取扱いについて	7
協議第 25 号	上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて	12
協議第 26 号	下水道・集落排水関係事業の取扱いについて	15

確認事項

第 6 回合併協議会開催日程等について	18
---------------------	----

議 事

報 告 事 項

報告第 1 1 号

委員の変更について

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成 15 年 5 月 15 日報告

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

委員の変更について

(旧委員)

南部町	2号委員	玉井	尚
南部町	2号委員	宮崎	常二
南部川村	4号委員	永井	俊子

(新委員)

南部町	2号委員	井上	光博
南部町	2号委員	山中	邦夫
南部川村	4号委員	中本	エミ子

議 事

協 議 事 項

協議第 3 号の 3

新町の名称について（継続協議）

新町の名称について継続して提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

新町の名称について

新町の名称に関する専門委員会より別紙のとおり報告する。

協議第 2 2 号

新町まちづくり計画（素案）（その 1）について

新町まちづくり計画（素案）（その 1）について別紙のとおり提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

協議第 2 3 号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

使用料・手数料等の取扱いについて

窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い (住宅使用料・保育料・水道料・各種施設使用料は除く)	関係項目			
調整の方針	(案) 窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。				
事務事業(手数料名)	南 部 町		南 部 川 村		具体的な調整内容
諸証明手数料	土地、建物、資産、営業及び職業所得等に関する証明 1件	200円	土地、建物、資産、営業及び職業所得等に関する証明 1件	150円	各種窓口手数料の額については、戸籍関係は両町村とも同一料金であるが、住民票記載事項証明手数料など、証明手数料に差がある。 日高郡の町村の多くは、昭和61年に各種証明手数料等を150円から200円としたが、南部川村は昭和56年に100円から150円とし、そのまま現在に至っている。 国で統一している住民基本台帳ネットワークによる広域での住民票発行手数料が200円であることや、近隣市町村の状況から、新町においては、各種証明手数料は200円に統一する。
戸籍手数料(戸籍)	戸籍謄本抄本交付手数料、又は戸籍全部事項個人事項証明手数料	450円	戸籍謄本抄本交付手数料、又は戸籍全部事項個人事項証明手数料	450円	
戸籍手数料(除籍)	除籍謄本抄本交付手数料、又は除籍全部事項個人事項証明手数料	750円	除籍謄本抄本交付手数料、又は除籍全部事項個人事項証明手数料	750円	
住民票手数料	住民票の写しの交付手数料 住民票記載事項証明手数料	200円	住民票の写しの交付手数料 住民票記載事項証明手数料	150円	
住民基本台帳閲覧	住民基本台帳閲覧手数料	1人につき 200円	住民基本台帳閲覧手数料	1人につき 150円	
戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し交付手数料	200円	戸籍の附票の写し交付手数料	150円	
身分等に関する証明手数料	身分に関する証明手数料 外国人登録に関する証明手数料	200円	身分に関する証明手数料 外国人登録に関する証明手数料	150円	
印鑑登録・証明手数料	印鑑登録証交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料	200円	印鑑登録証交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料	150円	
住基ネット IC カード手数料	1枚	500円	1枚	500円	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

合併協議会事務局

協議項目	使用料・手数料等の取扱い (住宅使用料・保育料・水道料・各種施設使用料は除く)	関係項目	手数料		
調整の方針	(案)				
事務事業(使用料・手数料名)	南 部 町		南 部 川 村		具体的な調整内容
犬の登録	狂犬病予防法に基づく 犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	狂犬病予防法に基づく 犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	
狂犬病予防注射済票交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	
犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	
狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	
鳥獣飼育許可及び許可の更新	鳥獣飼育許可証の交付手数料又は更 新手数料若しくは再交付手数料	3,600円	鳥獣飼育許可証の交付手数料又は更 新手数料若しくは再交付手数料	3,600円	
公募、公文書等の閲覧、抄本交付	公募、公文書又は図面の交付及び 閲覧手数料	200円	公募、公文書又は図面の交付及び 閲覧手数料	150円	

協議第 2 4 号

環境衛生関係事業の取扱いについて

環境衛生関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

環境衛生関係事業の取扱いについて

生ゴミ処理機購入費補助金については合併時に要項を統一し、補助を実施する。

粗大ゴミ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。

南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。

資源物（資源ごみ）の拠点回収は合併時に統一し継続して実施する。

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。

ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業		
調整の方針	(案) 生ゴミ処理機購入費補助金については合併時に要項を統一し、補助を実施する。				
生ゴミ処理機 購入費補助金	交付対象者	南 部 町 該当なし	南 部 川 村 1. 村の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録をしていること。 2. 過去5年以内にこの要綱等による同種のゴミ処理機の補助金の交付を受けていないこと。 3. 生ゴミ処理機を環境衛生上適切な場所へ設置し、維持管理を自ら行い得る者であること。また、設置場所については、村内であることを原則とする。【要綱第2条】	具体的な調整内容 合併後も南部川村の例により、補助を行っていく。 交付対象者 新町に住所を有する世帯の世帯主で、以下の条件を有する者 過去5年以内に同じ助成金の交付を受けていない者。 適正な設置をしている者。 処理後の製品について、自家処理の出来る者に限る。 補助金の額 処理機の販売価格の3分の1以内で上限5万円とする。 助成対象物 家庭用電気式生ごみ処理機のみとする。	
	補助対象品目				
	補助金の額	対象経費			取扱店からの購入額
		補助率			1 / 3 以内
		世帯数限度数			1 世帯 1 基
		限度額			50,000 円を限度【要綱第3条】
	申込み				家庭用生ゴミ処理機設置補助金交付申請書
購入後必要書類			家庭用生ゴミ処理機設置補助金交付請求書領収書(原則として原本)		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業
調整の方針	<p>(案) 粗大ゴミ等の特別収集は、南部町の例により統一し実施する。 南部川村で行っている粗大ゴミの拠点回収は合併後も継続して実施する。拠点位置については新町において検討する。</p>		
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容
粗大ゴミ等の特別収集	利用条件等	搬入手段のない家庭の依頼により、随時行う。	<p>該当なし 村は年2回の拠点回収</p>
	処理料金	<p>処理は環境衛生事務組合で対応 運搬手数料 軽四車 1,050 円 処理困難物は個別に処理手数料が必要。</p>	<p>合併時に新町として直接自宅まで何う粗大ごみ収集を実施する。 主な要綱は次の通りとする。 (対象ごみ) 一般家庭の生活に伴い発生するごみ 自ら搬入の出来ない方(高齢者等) (対象外ごみ) 上記 ~ に該当しないごみ その他(搬入禁止物等) (手数料) 軽トラック1台につき1,050円 生活保護世帯等については、担当課と協議を行い当該世帯の方になるべく負担のかからないようにする。(申請免除)</p> <p>南部川村で実施している拠点回収は継続する。</p>

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業		
調整の方針	(案) 資源物(資源ごみ)の拠点回収は合併時に統一し継続して実施する。				
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容		
拠点回収 (資源物収集)	拠点回収品目	ペットボトル	牛乳パック	紙パック	合併時に拠点回収は全町的に実施する。 回収品目については、2種2品目(ペットボトル・紙パック)とする。 回収場所は、スーパー等の店頭回収及び公共施設を利用する。 保管場所は、既存施設とする。 処理は地元業者へ引き渡す。 収集は直営で行っている所は現行通りとするが、将来的には委託とする。
	拠点回収場所	町内11カ所のスーパー等の店頭及び公共施設	町内6カ所のスーパー等の店頭	村内3カ所(役場、高城支所、清川支所)	
	保管場所及び処理	処理場で中間処理後、民間業者へ搬入	生活学校のメンバーで回収して、民間業者に引き渡す 実情、直営	月1回回収し、役場へ保管し、約3ヶ月毎に民間業者が回収している	
	収集	一般廃棄物と同様に収集、委託業者に一元委託		村で回収	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生関係事業						
調整の方針	<p>(案) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に伴う分別と処分等については、現行どおりとし、合併の翌年度から統一して実施する。 ゴミの分別の徹底を図るため、新町において指定ゴミ袋の導入を検討する。</p>								
	南 部 町		南 部 川 村						
一般廃棄物の 収集、運搬及び 処分に伴う分 別と処分等	分別の形態・収集方 法・回収	燃えるごみ	週2回	収集車による 定期収集	燃えるごみ	週1回	収集車による 定期収集	収集回数については合併後に統一する。南部川村地域の可燃ごみ収集については週2回制への導入については、合併後調整検討する。資源ごみ(缶・金属類)月2回・ビン類・埋立てごみ月2回とする。但しダンボール、新聞・雑誌については、現行通りとする。	
		ダンボール	週2回		埋立ごみ	月2回			
		新聞・雑誌	月1回		缶・ビン	月2回			
		プラスチックごみ	週2回		ダンボール	月2回			
		埋立ごみ	月2回		新聞・雑誌	月1回			
		古紙等	専用回収		随時	ペットボトル			月1回
		ペットボトル	随時		拠点回収	紙パック			月1回
		缶・ビン	月2回		定期収集	粗大ごみ			年2回
		粗大ごみ	随時		持込搬入				
	処分の形態	燃えるごみ	組合施設で処理		燃えるごみ	組合施設で処理		収集の形態は、現行通り継続する。 ごみの収集運搬については、定期収集の委託業者が、町村において許可業者・委託業者があるが、今後は委託業者の方向で検討する 将来的には、生ごみ及び公共下水の乾燥汚泥による堆肥化等の有効利用が図れる施設の導入も検討する。	
		埋立ごみ	組合施設で処理		埋立ごみ	組合施設で処理			
		缶・ビン	民間業者へ		缶・ビン	民間業者へ			
		ダンボール	民間業者へ		ダンボール	民間業者へ			
		新聞・雑誌	民間業者へ		新聞・雑誌	民間業者へ			
		ペットボトル	民間業者へ		ペットボトル	民間業者へ			
		紙パック	民間業者へ		紙パック	民間業者へ			
				粗大ごみ	民間業者へ				
	収集方法	個別及び拠点回収			ステーション方式				
	ごみ集積所	設置基準	5軒以上で収集ルート以外生活環課と協議必要			特になし			
規格					特になし				
収集の形態	定期収集	委託(2t車6台・軽1台)		委託(4t車2台 2t車2台)					
	拠点回収	委託		委託(収集量に応じて)					
	特別収集	直営							
収集車両並びに機材	収集車両	2t車	4台	収集車両	2t車	2台			
		2tダンプ	2台		4t車	2台			
軽四		1台							
	機材								
定期収集の委託	ごみ収集運搬委託業者			ごみ収集運搬委託業者					
	燃えるごみ	町全域	3,800万円	燃えるごみ	村内全域	18,499千円			
	資源ごみ			埋立ごみ					
埋立ごみ	資源ごみ								
ごみ量 (平成12年度実績)	燃えるごみ	約2,958t	(内資源化量0t)	燃えるごみ	1,192t				
	埋立ごみ	約100t		埋立ごみ	65t				
	資源ごみ	約498t	(内資源化量473t)	資源ごみ	171t	(内資源化量役141t)			
	計	約3,316t		計	1,428t	(内資源化量役141t)			

協議第 2 5 号

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

上水道・簡易水道関係事業の取扱いについて

水道条例については、上水道と簡易水道を一本化した条例とする。

水道使用料については当面の間、現行どおりとし、合併後新町において調整する。

水道事業におけるメーター使用料、加入分担金、宅造分担金については合併時に統一する。

水道の新規加入については、給水区域、配水管の状況等を踏まえ、合理的な方法をとる

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	上水道・簡易水道関係事業																																																																																																			
調整の方針	<p>(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道条例については、上水道と簡易水道を一本化した条例とする。 水道使用料については当面の間、現行どおりとし、合併後新町において調整する。 水道事業におけるメーター使用料、加入分担金、宅造分担金については合併時に統一する。 水道の新規加入については、給水区域、配水管の状況等を踏まえ、合理的な方法をとる。 																																																																																																						
水道料金の形態 給水装置に係る分担金又は加入金に関する業務	概要	南部町 用途別料金制(2ヶ月を1期とする)		南部川村 口径別料金制(2ヶ月を1期とする)		具体的な調整内容 上水道と簡易水道の違いはあるが、利用する住民にとっては同じ水道であり料金の不公平感がないように調整することが必要である。																																																																																																	
	料金形態	<table border="1"> <tr> <td rowspan="12">用途別 (基本料金)</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>20 m³</td> <td>1,370 円</td> <td rowspan="12">口径別 (基本料金)</td> <td rowspan="2">φ13</td> <td>20 m³</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>70 円</td> <td>超過料金</td> <td>80 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>40 m³</td> <td>3,500 円</td> <td rowspan="2">φ20</td> <td>40 m³</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>100 円</td> <td>超過料金</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">官公庁等</td> <td>40 m³</td> <td>3,500 円</td> <td rowspan="2">φ40</td> <td>80 m³</td> <td>12,500 円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>80 円</td> <td>超過料金</td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特殊用</td> <td>40 m³</td> <td>5,600 円</td> <td colspan="4" rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2000 m³まで</td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td>2000 m³超</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">メーター料 (口径別)</td> <td>φ13</td> <td></td> <td>120 円</td> <td rowspan="7">メーター料 (口径別)</td> <td>φ13</td> <td></td> <td>80 円</td> </tr> <tr> <td>φ20</td> <td></td> <td>200 円</td> <td>φ20</td> <td></td> <td>160 円</td> </tr> <tr> <td>φ25</td> <td></td> <td>300 円</td> <td>φ40</td> <td></td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>φ40</td> <td></td> <td>600 円</td> <td colspan="4" rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>φ50</td> <td></td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td></td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td></td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td>用途別 (営農用)</td> <td>基本料金なし</td> <td colspan="2">1 m³につき 105 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">量水器使用料なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="525 1524 780 1705">分担金の形態</td> <td colspan="2" data-bbox="780 1524 1418 1705">新設の場合、下記表適用。口径変更の場合、変更後・変更前の差額。</td> <td colspan="4" data-bbox="1418 1524 2110 1705">新設は下記表適用。口径変更の場合は変更後との差額。(口径減の還付はなし)</td> </tr> </table>		用途別 (基本料金)	家庭用			20 m ³	1,370 円	口径別 (基本料金)	φ13	20 m ³	1,300 円	超過料金	70 円	超過料金	80 円	営業用	40 m ³	3,500 円	φ20	40 m ³	3,500 円	超過料金	100 円	超過料金	100 円	官公庁等	40 m ³	3,500 円	φ40	80 m ³	12,500 円	超過料金	80 円	超過料金	210 円	特殊用	40 m ³	5,600 円					超過料金		2000 m ³ まで	160 円	2000 m ³ 超	250 円	メーター料 (口径別)	φ13		120 円	メーター料 (口径別)	φ13		80 円	φ20		200 円	φ20		160 円	φ25		300 円	φ40		400 円	φ40		600 円					φ50		1,400 円	φ75		2,000 円	φ100		6,000 円					用途別 (営農用)	基本料金なし	1 m ³ につき 105 円		量水器使用料なし		分担金の形態	新設の場合、下記表適用。口径変更の場合、変更後・変更前の差額。		新設は下記表適用。口径変更の場合は変更後との差額。(口径減の還付はなし)			
	用途別 (基本料金)	家庭用	20 m ³					1,370 円	口径別 (基本料金)			φ13	20 m ³	1,300 円																																																																																									
			超過料金		70 円			超過料金			80 円																																																																																												
営業用		40 m ³	3,500 円		φ20	40 m ³	3,500 円																																																																																																
		超過料金	100 円			超過料金	100 円																																																																																																
官公庁等		40 m ³	3,500 円		φ40	80 m ³	12,500 円																																																																																																
		超過料金	80 円			超過料金	210 円																																																																																																
特殊用		40 m ³	5,600 円																																																																																																				
		超過料金																																																																																																					
		2000 m ³ まで	160 円																																																																																																				
		2000 m ³ 超	250 円																																																																																																				
メーター料 (口径別)		φ13			120 円	メーター料 (口径別)	φ13				80 円																																																																																												
		φ20		200 円	φ20			160 円																																																																																															
	φ25		300 円	φ40			400 円																																																																																																
	φ40		600 円																																																																																																				
	φ50		1,400 円																																																																																																				
	φ75		2,000 円																																																																																																				
	φ100		6,000 円																																																																																																				
				用途別 (営農用)	基本料金なし	1 m ³ につき 105 円																																																																																																	
				量水器使用料なし																																																																																																			
分担金の形態	新設の場合、下記表適用。口径変更の場合、変更後・変更前の差額。		新設は下記表適用。口径変更の場合は変更後との差額。(口径減の還付はなし)																																																																																																				

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	上水道・簡易水道関係事業
調整の方針	(案)		
	南部町		南部川村
給水分担金	口径	分担金	(税抜き価格)
	13mm	20,000円	
	20mm	47,000円	
給水分担金	25mm	73,000円	該当なし
	40mm	190,000円	
	50mm	295,000円	
	75mm	666,000円	
	100mm	1,183,000円	
宅造分担金	宅地3,300㎡以上の住宅地の造成 3.3㎡当り1,000円 地上3階以上の建物 3階以上6階まで床面積3.3㎡当り2,000円 7階以上床面積3.3㎡当り4,000円		該当なし
実績	(給水加入分担金) (平成10年度)36件 1,582,000円 (平成11年度)74件 5,302,000円 (平成12年度)26件 3,235,000円		(給水加入分担金) (平成10年度)64件 1,312,000円 (平成11年度)39件 820,000円 (平成12年度)63件 1,284,000円
具体的な調整内容			

協議第 26 号

下水道・集落排水関係事業の取扱いについて

下水道・集落排水関係事業の取扱いについて提出する。

平成 15 年 5 月 15 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良

下水道・集落排水関係事業の取扱いについて

農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。

農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後 3 年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。

合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。

平成 年 月 日確認

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道・集落排水関係事業																																																																																																
調整の方針	<p>(案) 農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。 農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。</p>																																																																																																		
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容																																																																																																
集落排水 受益者負担金 使用料	集落排水処理施設概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>供用開始年月日</th> <th>加入戸数</th> <th>供用戶数</th> <th>地区名</th> <th>供用開始年月日</th> <th>加入戸数</th> <th>供用戶数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西岩代</td> <td>H10.9.1</td> <td>127</td> <td>103</td> <td>受領</td> <td>H13.1.4</td> <td>35</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>東岩代</td> <td>H11.9.1</td> <td>179</td> <td>115</td> <td>西本庄</td> <td>H16.4 予定</td> <td>250</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本郷</td> <td>H13.7.2</td> <td>125</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>共和東</td> <td>H13.5.1</td> <td>260</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>共和西</td> <td>H16.4 予定</td> <td>73</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>晩稲・熊岡</td> <td>H17.4 予定</td> <td>320</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>滝</td> <td>未定</td> <td>121</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>城西</td> <td>未定</td> <td>161</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2地区2施設</td> <td>306</td> <td>218</td> <td>合計</td> <td>8地区8施設</td> <td>1,345</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(実施中6地区)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(未実施2地区)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	供用開始年月日	加入戸数	供用戶数	地区名	供用開始年月日	加入戸数	供用戶数	西岩代	H10.9.1	127	103	受領	H13.1.4	35	30	東岩代	H11.9.1	179	115	西本庄	H16.4 予定	250						本郷	H13.7.2	125	52					共和東	H13.5.1	260	136					共和西	H16.4 予定	73						晩稲・熊岡	H17.4 予定	320						滝	未定	121						城西	未定	161		合計	2地区2施設	306	218	合計	8地区8施設	1,345	218						(実施中6地区)								(未実施2地区)			<p>農業集落排水未加入者の新規接続による費用の負担等については、合併時に統一する。 調整が必要な事項としては、真空方式と自然流下式の違いによる費用負担の差などがある。</p> <p>農業集落排水使用料等については、現行どおりとし、合併後3年を目途に新町において将来の人口の変動等を考慮した料金体系とする。 現行の料金体系は少子化に対する対応性がなく、新町において、将来的には集落排水・下水道とも水道使用水量を基礎とする料金体系への統一を検討する必要があると思われる。</p>
	地区名	供用開始年月日	加入戸数	供用戶数	地区名	供用開始年月日	加入戸数	供用戶数																																																																																											
	西岩代	H10.9.1	127	103	受領	H13.1.4	35	30																																																																																											
	東岩代	H11.9.1	179	115	西本庄	H16.4 予定	250																																																																																												
					本郷	H13.7.2	125	52																																																																																											
					共和東	H13.5.1	260	136																																																																																											
					共和西	H16.4 予定	73																																																																																												
					晩稲・熊岡	H17.4 予定	320																																																																																												
					滝	未定	121																																																																																												
					城西	未定	161																																																																																												
	合計	2地区2施設	306	218	合計	8地区8施設	1,345	218																																																																																											
						(実施中6地区)																																																																																													
					(未実施2地区)																																																																																														
使用料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>基本料金 2,000 円 人数割 400 円 / 人</td> <td>家庭用</td> <td>基本料金 2,000 円 人数割 560 円 / 人</td> </tr> <tr> <td>学校、保育所、公民館</td> <td>基本料金 10,000 円 人数割 200 円 / 人</td> <td>学校、保育所等</td> <td>基本料金 10,000 円 人数割 280 円 / 人</td> </tr> <tr> <td>大規模集会所</td> <td>10,000 円 / 月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模集会所</td> <td>4,000 円 / 月 (2ヶ月に1回 奇数月に徴収)</td> <td>小規模集会所</td> <td>4,000 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>事業所等 営業所</td> <td>基本料金 4,000 円 / 月 人数割 200 円 / 人</td> <td>事業所等 営業所</td> <td>基本料金 4,000 円、算定割額 280 円、建築物の用途別によるし尿浄化槽対象員算定基準により算定した人数。</td> </tr> </tbody> </table>	家庭用	基本料金 2,000 円 人数割 400 円 / 人	家庭用	基本料金 2,000 円 人数割 560 円 / 人	学校、保育所、公民館	基本料金 10,000 円 人数割 200 円 / 人	学校、保育所等	基本料金 10,000 円 人数割 280 円 / 人	大規模集会所	10,000 円 / 月			小規模集会所	4,000 円 / 月 (2ヶ月に1回 奇数月に徴収)	小規模集会所	4,000 円 / 月	事業所等 営業所	基本料金 4,000 円 / 月 人数割 200 円 / 人	事業所等 営業所	基本料金 4,000 円、算定割額 280 円、建築物の用途別によるし尿浄化槽対象員算定基準により算定した人数。	<p>注 供用戶数は平成15年3月末現在</p>																																																																													
家庭用	基本料金 2,000 円 人数割 400 円 / 人	家庭用	基本料金 2,000 円 人数割 560 円 / 人																																																																																																
学校、保育所、公民館	基本料金 10,000 円 人数割 200 円 / 人	学校、保育所等	基本料金 10,000 円 人数割 280 円 / 人																																																																																																
大規模集会所	10,000 円 / 月																																																																																																		
小規模集会所	4,000 円 / 月 (2ヶ月に1回 奇数月に徴収)	小規模集会所	4,000 円 / 月																																																																																																
事業所等 営業所	基本料金 4,000 円 / 月 人数割 200 円 / 人	事業所等 営業所	基本料金 4,000 円、算定割額 280 円、建築物の用途別によるし尿浄化槽対象員算定基準により算定した人数。																																																																																																
維持管理業務	<p>(未加入者の新規接続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区の負担金及び工事費は自己負担。 負担金は役場へ、工事費は業者へ納入。 取り付け管工事は本管工事をした業者。 宅内配管は町の指定業者がする。 	<p>(未加入者の新規接続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了後については地区負担金プラス工事負担金をおさめる。 宅内配管については村指定業者。 																																																																																																	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

環境部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	下水道・集落排水関係事業			
調整の方針	(案) 合併処理浄化槽設置補助については、現行どおり実施する。					
	南 部 町	南 部 川 村	具体的な調整内容			
合併処理浄化槽 設置補助	名称	南部町合併処理浄化槽設置整備事業	南部川村合併処理浄化槽設置整備事業	<p>補助対象区域 行政区域全体を補助対象地域とする。 但し、農業集落排水事業、公共下水道事業実施区域は除く。</p> <p>補助対象者 50人以下の浄化槽を設置するものであって、住宅、併用住宅とする。 但し、首長が定めたものについては、この限りでない。</p> <p>補助金 国の基準額において統一する。</p>		
	補助対象地域	補助金の交付の対象となる地域は、本町の行政区域内のうち、農業集落排水事業実施区域及び公共下水道事業計画区域を除くものとする。	本村の行政区域内のうち、農業集落排水事業計画地域を除く村内全域とする。ただし、上記地区にあっても、農集排水事業が供用開始されるまでの間に新築等により(又は公共事業により)やむを得ず合併処理浄化槽を設置せざるを得なくなった場合設置費用の補填等がないときは、村長が認めた場合に限り補助することができる。			
	補助対象	補助対象地域内において、処理人数が50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者で、次に掲げる者を除く。 (1)建築基準法の確認の申請、又は浄化槽法の届出を行わずに浄化槽を設置する者 (2)住宅を借りている者で所有者の承諾が得られない者 (3)販売の目的で浄化槽付の住宅を建築する者 (4)町税等を滞納している者	補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理人数が50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者で、別に定める要件を備えるものとする。 (1)住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。) (2)飲食店その他排水の状況がこれに類すると村長が認める建物			
	補助金額	人槽区分	限度額		人槽区分	限度額
		5人槽	354,000円		5人槽	354,000円
		6～7人槽	411,000円		6～7人槽	411,000円
8～50人槽		519,000円	8人槽	519,000円		
			10～50人槽	519,000円		
補助の受付時期	随時	随時				

議 事

確 認 事 項

次回協議会の開催について

	開催日	開催時間	開催場所
第5回	平成15年5月15日	午後1時30分～	南部川村保健福祉センター
	平成15年6月	農繁期のため休会	
第6回	平成15年7月中旬	午後1時30分～	南部町役場3階大会議室
第7回	平成15年8月		南部川村保健福祉センター

第6回については、今回提案しました3件の協定項目と新町まちづくり計画について協議していただく予定です。